

勧 誘 方 針

高知県農業共済組合は、農業保険法に基づき、災害その他の不慮の事故及び農産物の需給の変動その他の事情によって農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的として農業保険事業を実施しております。

これら事業の推進に当たっては、「金融商品の販売等に関する法律」に基づいて、次の勧誘方針を定め、適切な事業推進に努めてまいります。

1. 農業保険法、金融商品の販売等に関する法律及びその他法令等を遵守し、適正な事業推進を行います。
2. 組合員・加入者の皆さまの知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な勧誘と情報の提供を行います。
3. 組合員・加入者の皆さまに農業保険事業の仕組みやリスクの内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
4. 組合員・加入者の皆さまに対する加入推進のための方法及び時間帯について、迷惑となる行為は行いません。
5. 万が一、事故が発生した場合には、迅速かつ的確な損害評価及び共済金（保険金）の支払いを行います。
6. 組合員・加入者の皆さまに対し、より適切な加入推進が行えるよう、役職員等の研修の充実に努めます。

高知県農業共済組合